

# 面会交流調停について

〒690-8523 松江市母衣町 68 番地

電話 (0852) 35-5200

松江家庭裁判所家事受付係

## 1 面会交流調停とは

子ども(未成年者)の父母の間で、未成年者と別居している親と未成年者とが、いつ、どこで、どのようにして会うのか(面会交流)についての話し合いがまとまらない場合などに、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停手続では未成年者と会う回数や時期、方法について話し合うことができます。この手続は非公開で行われます。

## 2 面会交流調停の申立て

面会交流調停を申し立てるためには、申立書を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。原則として、相手方が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。詳しいことはその地域の家庭裁判所にお尋ねください。

申立てのためには、原則として、次の(1)から(4)が必要となります。

(1) 申立書(申立人の認印が必要です。)(申立書は3枚複写式になっています。

白色の申立書は裁判所用として、黄色の申立書は相手方送付用として、裁判所に提出してください。青色の申立書は申立人の控えとしてお持ちください。)

(2) 収入印紙(未成年者1人につき1200円分)

(3) 郵便切手(100円切手1枚, 84円切手8枚, 20円切手8枚

10円切手10枚, 1円切手10枚の合計1042円分)

(4) 未成年者の戸籍謄本1通(本籍地の市区町村役場で取得できます。)

なお、申立書の他にも、進行に関する照会回答書及び事情説明書(いずれも調停の進行上参考とさせていただきます。)に記載されている質問にご回答の上、申立書と一緒に提出してください。

## 3 申立書に記入する内容

申立書には申立ての趣旨と理由を記入していただくことになります。申立ての趣旨は既に記載してありますので、該当部分をチェックしてください。

申立ての理由には、これまでの養育状況や面会交流の実施状況等の紛争の要点を選択して該当部分をチェックしてください。

## 4 調停記録の閲覧謄写について

- (1) 当事者は、裁判官の許可があれば、調停記録を見たりコピーをとること(閲覧謄写)ができます。閲覧謄写を希望される場合は、担当書記官までお問い合わせください。
- (2) 調停を申し立てた人(申立人)の申し立てた内容(申立ての趣旨と理由)について、相手方が事前に把握し検討した上で調停に臨んでいただくようにするため、申立書の写しを相手方に送付します(3枚複写式の申立書の場合は、黄色の申立書を相手方に送付します。)
- (3) また、家庭裁判所に提出する書類は、相手方が見たり、コピーをとる可能性があります。申立人が作成する、申立人の考えや事情等を記載した書面等は、相手方にも読まれることを前提として作成してください(相手方に知られたくない事情等は、調停の席で調停委員にお話してください。)  
なお、家庭裁判所に申立人が提出する資料等(たとえば証明書等)には、申立人の勤務先等の情報が記載されていることがあります。相手方に知られたくない情報が記載されている場合は、その部分を読み取ることができないようにしてコピーしたものを提出してください。
- (4) 提出する書類を相手方に見られたくないときは、予めお申し出ください。また、相手方に見られたくない書類を提出する際には、別途、「非開示の希望に関する申出書」を作成・提出してください。(ご要望は尊重させていただきますが、裁判官の判断によっては、ご要望に添えない場合もあります。)
- (5) 裁判所に提出された書類は、お返しできません。大切な書類は、コピーを提出してください。

## 5 面会交流調停手続の進め方

通常は申立後約2週間以内に申立人と相手方に家庭裁判所から調停の期日が通知されます。家庭裁判所にきていただく初回の期日は、通常は申立てから1か月程度先となります(別紙の「**婚姻費用分担、財産分与、子の監護(養育費、面会交流等)等 調停手続の流れ**」を参照)。

調停は、裁判官又は家事調停官及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名(男女各1名)が調停委員会を構成して手続を進めますが、通常、期日では家事調停委員2名だけで話を伺います。申立人と相手方から交互に話を伺いますが、双方同席の上で話を伺うこともあります。

## 6 調停で決まったことを相手方が守らないとき

家庭裁判所に申出をすると、家庭裁判所が相手方に対して履行の勧告をします（ただし強制力はありません。）。また、調停調書正本等に基づいて家庭裁判所に間接強制の申立てができる場合があります。

## 7 調停で話合いがまとまらなかったとき

相手方がどうしても調停に出席しないときや話合いがいつまでも平行線をたどり合意ができず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して審判をすることになります。なお、審判の結果が納得できない場合には、不服の申立て（即時抗告）ができます。

## 8 分からないことがあったとき

調停の手続面については担当の書記官がお答えしますが、面会交流がどうなるのかといった調停の内容や見通しについては、家庭裁判所ではお答えできません。弁護士等に相談をする方法もあります。

## お問い合わせ先

お渡しした書類にご不明な点等がありましたら、担当書記官あてにお問い合わせください。

なお、裁判所は公平・中立な立場にありますから、一方当事者の立場だけに立って助言やアドバイスを行うことはできません。もしも、それらを求める場合には、弁護士などの専門家に相談してください。

## 専門家への相談先

### 【法律相談等を行う公的機関】

- 1 法テラス島根（資力の乏しい方については、一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や弁護士費用の立替を受けることができます。）

電話受付時間：平日 午前9時～午後5時

電話番号：050-3383-5500

住所：松江市南田町60

- 2 法テラスコールセンター（法的なトラブルの解決に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っています。）

電話受付時間：平日 午前9時～午後9時

土曜 午前9時～午後5時

電話番号：0570-078374

### 【弁護士会】

島根県弁護士会では、松江、出雲、隠岐、石見（浜田、益田、大田）の各法律相談センターを設置して、弁護士による法律相談を行っています。詳細は、松江・出雲・隠岐については島根県弁護士会（電話 0852-21-3450）へ、石見については石見法律相談センター（電話 0855-22-4514）へお問い合わせください。